

平成22年10月1日
第2219号
毎週火・金曜日発行

秋田県公報



目次

規 則

- 県の衛生関係施設の使用料並びに手数料徴収条例施行規則の一部を改正する規則（42・健康推進課）……………1
- 告 示
- 国土調査の指定（466・農山村振興課）……………1
- 地籍調査に関する事業計画（467・農山村振興課）……………2
- 肥料の登録の失効（468・水田総合利用課）……………2
- 証紙売りさばき人の指定（469・会計課）……………2
- 建設業の許可の取り消し（470・山本地域振興局総務企画部）……………2
- 建設業の許可の取り消し（471・秋田地域振興局総務企画部）……………3
- 道路区域の変更及び供用開始（472・仙北地域振興局建設部）……………3
- 河川区域の変更による廃川敷地等（473・仙北地域振興局建設部）……………3
- 建設業の許可の取り消し（474・雄勝地域振興局総務企画部）……………4
- 選挙管理委員会告示
- 参議院秋田県選出議員選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の訂正（97、98）……………4
- 公安委員会告示
- 指定講習機関の指定（103・運転免許センター）……………5
- 警備員指導教育責任者講習の実施（105・生活安全企画課）……………6

規 則

県の衛生関係施設の使用料並びに手数料徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十二年十月一日

秋田県知事 佐竹敬久

秋田県規則第四十二号

県の衛生関係施設の使用料並びに手数料徴収条例施行規則の一部を改正する規則

県の衛生関係施設の使用料並びに手数料徴収条例施行規則（昭和三十年秋田県規則第十三号）の一部を次のように改正する。

別表第二号の表細菌等の検査ウイルス検査の項第一号中「分離同定検査」を「培養検査」に改め、同表細菌等の検査ウイルス検査の項第二号を次のように改める。

- 1 遺伝子学的同定検査
- 1件につき 一七、〇〇〇円

附 則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

告 示

秋田県告示第466号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条第3項の規定により、次のとおり国土調査として指定したので、同条第5項の規定に基づき、公示する。

平成22年10月1日

秋田県知事 佐竹敬久

- 1 調査の種類
地籍調査
- 2 指定年月日
平成22年9月22日
- 3 調査を行う者の名称

大仙市

4 調査地域

大仙市大字協和船岡の一部

5 調査期間

平成22年10月5日から平成23年3月31日まで

秋田県告示第467号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により、次のとおり平成22年度地籍調査に関する事業計画を定めたので、同条第5項の規定に基づき、公告する。

平成22年10月1日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1(1) 調査を行う者の名称

大仙市

(2) 調査地域

大仙市刈和野、強首、協和船岡、太田町川口、三本扇字海老沼ほか14字

(3) 調査期間

平成22年6月1日から平成23年3月31日まで

秋田県告示第468号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第14条の規定により、次の肥料の登録が失効したので、同法第16条第1項の規定に基づき、公告する。

平成22年10月1日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

登録番号	肥料の種類 及び名称	保証成分量（%） その他の規格		生産業者		失効年月日
				氏名又は名称	住 所	
秋田県 第212号	副産石灰肥料 パワーカル	アルカリ分	45.0	株式会社 ダイシン	秋田県男鹿市船越 字堂の前328番地 2	平成22年9月15日
秋田県 第214号	混合石灰肥料 ベストカルBM	アルカリ分 く溶性苦土 く溶性ほう素	40.0 6.5 0.50	株式会社 ダイシン	秋田県男鹿市船越 字堂の前328番地 2	平成22年9月15日

秋田県告示第469号

秋田県証紙条例（昭和39年秋田県条例第35号）第6条第1項の規定により、次のとおり証紙の売りさばき人を指定したので、同条第2項の規定に基づき、告示する。

平成22年10月1日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

売りさばき人の住所及び氏名	売りさばき場所	指定年月日
大仙市大曲白金町8番17号 金谷商事株式会社	大仙市大曲花園町1番1号 大仙市役所食堂売店部	平成22年9月22日

秋田県告示第470号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

平成22年10月1日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 処分をした年月日

平成22年9月16日

- 2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

有限会社佐藤建設

山本郡三種町森岳字東囲95番地1

代表取締役 佐藤 宗 男

秋田県知事許可（般-22）第005228号

- 3 処分の内容

土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、ほ装工事業、造園工事業、水道施設工事業に係る一般建設業許可の取り消し

- 4 処分の原因となった事実

平成22年9月16日付で土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、ほ装工事業、造園工事業、水道施設工事業に係る廃業等の届出があった。

このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

秋田県告示第471号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

平成22年10月1日

秋田県知事 佐竹 敬久

- 1 処分をした年月日

平成22年9月13日

- 2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

株式会社アクティスソリューション

秋田市広面字蓮沼79番地3

代表取締役 藤原 秀悦

秋田県知事許可（般-19）第40702号

- 3 処分の内容

機械器具設置工事業及びさく井工事業に係る一般建設業許可の取り消し

- 4 処分の原因となった事実

平成22年9月13日付で機械器具設置工事業及びさく井工事業に係る廃業等の届出があった。

このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

秋田県告示第472号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。

平成22年10月1日

秋田県知事 佐竹 敬久

- 1 道路の区域及び供用開始の区間

道路の種類	旧新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (キロメートル)
県 道	旧	大曲田沢湖線	大仙市高梨字上川原156番1地先から323番地先まで	8.30	0.066
	新	大曲田沢湖線	〃	9.00	0.066

- 2 供用開始の期日 平成22年10月1日

- 3 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(1) 場所 仙北地域振興局建設部用地課

(2) 期間 平成22年10月1日から同月14日まで

秋田県告示第473号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成22年10月1日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 河川の名称 一級河川 福部内川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日 平成22年7月16日
- 3 廃川敷地等の位置、種類及び面積

位 置	種 類	面 積
仙北郡美郷町畑屋字深田309番	土 地	0.78平方メートル
仙北郡美郷町畑屋字深田310番	土 地	1.50平方メートル
仙北郡美郷町畑屋字深田311番	土 地	4.00平方メートル
仙北郡美郷町畑屋字深田312番	土 地	4.00平方メートル
仙北郡美郷町羽貫谷地字谷地中190番	土 地	23.00平方メートル
仙北郡美郷町羽貫谷地字谷地中191番	土 地	102.00平方メートル
仙北郡美郷町羽貫谷地字谷地中192番	土 地	45.00平方メートル
仙北郡美郷町羽貫谷地字谷地中193番	土 地	19.00平方メートル
仙北郡美郷町羽貫谷地字谷地中194番	土 地	13.00平方メートル
仙北郡美郷町羽貫谷地字谷地中195番	土 地	7.53平方メートル
仙北郡美郷町羽貫谷地字谷地中196番	土 地	189.00平方メートル
仙北郡美郷町羽貫谷地字谷地中197番	土 地	1.10平方メートル
仙北郡美郷町羽貫谷地字谷地中198番	土 地	14.00平方メートル
仙北郡美郷町羽貫谷地字谷地中199番	土 地	57.00平方メートル
仙北郡美郷町羽貫谷地字谷地中160番 4	土 地	3.67平方メートル
仙北郡美郷町羽貫谷地字谷地中183番 2	土 地	6.21平方メートル
仙北郡美郷町羽貫谷地字谷地中189番 4	土 地	4.33平方メートル

関係図面は、建設交通部河川砂防課及び仙北地域振興局建設部に備え置いて縦覧に供する。

4 その他

河川法施行法（昭和39年法律第168号）第18条の規定によりなお効力を有するものとされる旧河川法（明治29年法律第71号）第44条ただし書の規定により、この廃川敷地等の下付を受けようとする者は、この公示の日から3月以内に知事に下付の申請をしなければならない。

秋田県告示第474号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

平成22年10月1日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 処分をした年月日
平成22年9月22日
- 2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
有限会社羽後大一興業
雄勝郡羽後町字南西馬音内312番地6
代表取締役 大 野 義 幸
秋田県知事許可（般-20）第80101号
- 3 処分の内容
造園工事業に係る一般建設業許可の取り消し
- 4 処分の原因となった事実
平成22年9月22日付けで造園工事業に係る廃業等の届出があった。
このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

選挙管理委員会告示

秋選管告示第97号

平成22年8月24日付け秋選管告示第89号により、平成22年7月11日執行の参議院秋田県選出議員選挙における公職の

候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨を公表したが、次のとおり訂正の報告があったので告示する。

平成22年10月1日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成22年7月11日執行 参議院秋田県選出議員選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額
(法定選挙運動費用額) 35,795,500円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	鈴木陽悦	候補者届出政党 又は所属党派	民主党	期 間 6月7日から 7月26日まで 第1回分
出納責任者氏名	根田昌治			

支出 円

	訂 正 前	訂 正 後
人 件 費	2,846,960	3,194,960
今 回 計	10,323,083	10,671,083
総 計	10,323,083	10,671,083

秋選管告示第98号

平成22年9月3日付け秋選管告示第90号により、平成22年7月11日執行の参議院秋田県選出議員選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨を公表したが、次のとおり訂正の報告があったので告示する。

平成22年10月1日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成22年7月11日執行 参議院秋田県選出議員選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額
(法定選挙運動費用額) 35,795,500円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	鈴木陽悦	候補者届出政党 又は所属党派	民主党	期 間 8月16日から 8月16日まで 第2回分
出納責任者氏名	根田昌治			

○訂正前

収 入		支 出	円
主たる寄附		通 信 費	539,814
(氏名・団体名)	(職 業)	(寄付額) 円	今 回 計
		8,500,000	539,814
前 回 計			前 回 計
			10,323,083
総 計		8,500,000	総 計
			10,862,897

○訂正後

収 入		支 出	円
主たる寄附		通 信 費	539,814
(氏名・団体名)	(職 業)	(寄付額) 円	
		119,441	
その他の収入			今 回 計
		119,441	539,814
今 回 計			前 回 計
		8,500,000	10,671,083
前 回 計			総 計
総 計		8,619,441	11,210,897

公 安 委 員 会 告 示

秋田県公安委員会告示第103号

道路交通法(昭和35年法律第105号)第108条の4第1項の規定により、次の者を指定したので、指定講習機関に関す

る規則（平成2年国家公安委員会規則第1号）第3条の規定に基づき告示する。

平成22年10月1日

秋田県公安委員会委員長 伊 藤 辰 郎

- 1 名称、住所及び代表者の氏名
 - (1) 名称
黒井産業株式会社
 - (2) 住所
山形県山形市宮町二丁目11番9号
 - (3) 代表者の氏名
高 橋 渡
- 2 特定講習を行う事務所の名称及び所在地
 - (1) 事務所の名称
大曲自動車学校
 - (2) 事務所の所在地
秋田県大仙市大曲丸子町1番1号
- 3 特定講習の種別
道路交通法第108条の2第1項第2号に掲げる講習（取消処分者講習）
- 4 特定講習を開始しようとする年月日
平成22年10月1日
- 5 指定講習機関の指定年月日
平成22年9月16日

秋田県公安委員会告示第105号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第2条の規定により公示する。

平成22年10月1日

秋田県公安委員会委員長 伊 藤 辰 郎

- 1 講習に係る警備業務の区分
法第2条第1項第2号に規定する警備業務（以下「2号警備業務」という。）
- 2 講習の種別
 - (1) 法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は講習規則第7条第1項に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「資格者証等」という。）の交付を受けていない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」という。）
 - (2) 2号警備業務以外の警備業務に係る資格者証等の交付を受けている者に対して行う講習（以下「追加取得講習」という。）
- 3 実施期間
 - (1) 新規取得講習
平成22年11月8日（月）から同月15日（月）までの6日間（土曜及び日曜を除く。）
 - (2) 追加取得講習
平成22年11月11日（木）から同月15日（月）までの3日間（土曜及び日曜を除く。）
- 4 実施場所
秋田市旭北栄町1番5号 秋田県社会福祉会館
- 5 受講定員
 - (1) 新規取得講習
30人
 - (2) 追加取得講習
10人
- 6 受講資格
 - (1) 新規取得講習
受講資格は、講習の申込みを行う日において、次のいずれかに該当する者とする。
ア 最近5年間に2号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に

規定する1級の検定(2号警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。)に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定(2号警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務に従事している者

エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第2項に規定する1級の検定(2号警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。)に合格した者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(2号警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。)に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事している者

(2) 追加取得講習

受講資格は、講習の申込みを行う日において、2号警備業務以外の資格者証等の交付を受けている者であって、6(1)のアからオまでのいずれかに該当するもの

7 受講申込手続

(1) 事前申込み

ア 事前申込要領

(ア) 講習を受けようとする者(以下「受講者」という。)は、事前に電話(連絡先018-863-1111内線3043~3045)による予約を行うこと。

なお、代理人による予約は受け付けない。

(イ) 電話による予約は、平成22年10月13日(水)から同月15日(金)までの午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)の間に行うこと。

イ 留意事項

(ア) 電話予約は、受講者本人が行うこと。

(イ) 電話予約時間外の予約は受け付けない。

(ウ) 定員に達した場合は、電話予約の受付期間内であっても、その時点で受け付けを締め切る。

(2) 受講申込書類の提出手続

ア 受講申込要件

講習の申込みは、電話で予約した受講者本人が申込書類を直接提出することとし、郵送による申込みを認めない。

イ 受講申込期間

平成22年10月25日(月)から同月29日(金)までの午前9時から午後5時までの間(正午から午後1時までを除く。)

ウ 受講申込書類の提出先

秋田市山王四丁目1番5号 秋田県警察本部生活安全企画課

エ 受講申込書類

(ア) 新規取得講習

a 警備員指導教育責任者講習受講申込書1通

写真1枚(申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真)を貼り付けること。

b 次のいずれかの書面1通

(a) 前記6(1)アに該当する者

2号警備業務に従事した期間が、最近5年間に通算して3年以上であることを疎明する警備業者の作成に係る書面(以下「警備業務従事証明書」という。)及び履歴書

(b) 前記6(1)イに該当する者

1級検定の合格証明書の写し

(c) 前記6(1)ウに該当する者

2級検定の合格証明書の写し及び当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書

(d) 前記6(1)エに該当する者

旧1級検定の合格証の写し

(e) 前記6(1)オに該当する者

旧2級検定の合格証の写し及び当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書

c やむを得ない理由により代理人が申込みをする場合は、委任状1通

(イ) 追加取得講習

a 警備員指導教育責任者講習受講申込書1通

写真1枚(申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真)を貼り付けること。

b 前記6(2)の受講資格に該当することを疎明する前記7(2)エ(7)bの(a)から(e)までのいずれかの書面1通及び資格者証等の写し1通

c やむを得ない理由により代理人が申込みをする場合は、委任状1通

8 講習手数料

(1) 新規取得講習

38,000円(申込書を提出する際、秋田県証紙により納付すること。)

(2) 追加取得講習

14,000円(申込書を提出する際、秋田県証紙により納付すること。)

9 その他

(1) 講習初日の受付時間は、午前8時30分から午前8時50分までとする。

(2) 講習には、筆記用具、内ズック(護身術の際使用)等を持参すること。

(3) 講習の修了考査は、筆記の方式により行い、講習の課程を修了したと認められる者に対し、警備員指導教育責任者講習修了証明書を交付する。

(4) 講習の担当は、秋田県警察本部生活安全企画課営業指導係(連絡先018-863-1111内線3043~3045)

発行者 秋 田 県
購読料金 一ヶ月 3,675円(税込み)
印刷所 株式会社 松原印刷社

秋田市山王四丁目1番1号

秋田市山王七丁目5番29号

電話：018-862-8766 FAX：018-863-0005

URL <http://www.matsubarainsatsu.co.jp/>

秋田市山王七丁目5番29号

印刷者 松原 繁雄